

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

K-30 院内感染防止措置加算の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 HBV キャリア又は HCV キャリアに対する第 10 部手術通則 11 加算（院内感染防止措置加算）の算定は、原則として認められる。
- 2 慢性肝炎又は肝硬変に対する第 10 部手術通則 11 加算（院内感染防止措置加算）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

第 10 部手術通則 11 加算（院内感染防止措置加算）については、厚生労働省通知※において、「HBs 又は HBe 抗原によって抗原が陽性と認められた B 型肝炎患者」、「HCV 抗体定性・定量によって HCV 抗体が陽性と認められた C 型肝炎患者」が対象患者である旨示されている。

HBV キャリアは HBs 又は Hbe 抗原陽性の状態、HCV キャリアは HCV 抗体陽性の状態であり、それぞれ、上記通知の対象患者に該当すると考えられる。

一方、慢性肝炎又は肝硬変の傷病名では、上記通知の要件に合致するか否か判断することはできない。

このため、当該加算について、HBV キャリア又は HCV キャリアに対する算定は原則として認められる。慢性肝炎又は肝硬変に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について